

江差町工事完成払代金の債権譲渡に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江差町（以下「町」という。）が発注する建設工事の請負契約に係る受注者が工事完成未収金の早期解消、円滑な資金調達等を図るため、町に対して有する完成工事未収入金債権を金融機関等に譲渡（以下「債権譲渡」という。）することについて、工事請負契約書の規定に基づき債権譲渡の承諾をする場合の事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の承諾の対象)

第2条 債権譲渡の承諾の対象は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 江差町建設工事執行規則（平成20年江差町規則第16号。以下「規則」という。）第2条に規定する建設工事（予定価格が130万円を超えるものに限る。）に係る受注者が有する完成払代金の支払請求権であること。
- (2) 規則第19条第3項前段の規定による引渡しを受けたものであること。

(譲渡債権の額)

第3条 譲渡債権の額は、契約金額から前金払及び部分払等の支払額を控除した額（受注者の履行遅滞の場合における違約金その他相殺すべき債権がある場合は、これを相殺した後の額）の範囲内の額とする。

(債権譲渡先の制限)

第4条 債権譲渡先は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関でなければならない。ただし、町長が認める場合は、他の金融機関等を債権譲渡先とすることができる。

(債権譲渡の承諾の依頼)

第5条 債権譲渡の承諾を得ようとする受注者（以下「譲渡人」という。）は、前条の債権譲渡先（以下「譲受人」という。）との連名により債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。この場合において、譲渡人が共同企業体であるときは、代表者を含む全ての構成員の連名により提出するものとする。

2 前項の債権譲渡承諾依頼書の提出方法は、持参によるものとし、町長が特に認めた場合を除き、郵送等による提出は認めないものとする。

(債権譲渡の承諾の要件)

第6条 町長は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、債権譲渡を承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡が譲渡人の円滑な資金調達等を目的としたものであり、譲受人における債権回収を意図したものでないこと。
- (2) 譲渡に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。
- (3) 譲渡に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (4) 譲渡に係る債権が既に他に譲渡されていないこと。

(5) その他債権譲渡の承諾に関して不適當な事由がないこと。

(債権譲渡の承諾手続等)

第7条 町長は、譲渡人から第5条による適正な依頼書の提出があったときは、前条に定める承諾要件を確認の上、受理した日から起算して5日以内(期間の末日が江差町の休日に関する条例(平成2年江差町条例第25号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)に債権譲渡承諾書(様式第2号)により承諾するものとする。この場合、債権譲渡承諾書2通を譲渡人(譲渡人が共同企業体であるときはその代表者)に交付するものとする。

2 町長は、前項の交付を行ったときは、債権譲渡管理簿(様式第3号)によりその状況等を管理するものとする。

3 町長は、前条に定める承諾要件が満たされていることが確認できない場合は、速やかに承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾書(様式第4号)2通を譲渡人(譲渡人が共同企業体であるときはその代表者)に交付するものとする。

(債権譲渡に係る完成払代金の支払等)

第8条 前条第1項の承諾を受けた譲受人は、当該譲渡債権に係る支払いを請求するときは、支払請求書(様式第5号)に譲渡人と譲受人との間で締結した債権譲渡契約書の写しを添付し、町長に提出しなければならない。この場合において、当該書類の提出方法は、持参によるものとし、町長が特に認めた場合を除き、郵送等による提出は認めないものとする。

2 町長は、前項の支払請求書を受理したときは、受理した日から40日以内に譲渡債権の額を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行し、施行日以後に引渡しを行う工事に係る債権から適用する。

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

江差町長 様

譲渡人（受注者）	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	Ⓜ
譲受人（金融機関等）	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	Ⓜ

譲渡人が江差町に対して有する次の債権を譲受人に譲渡したいので、当該債権の契約書約款の規定により、債権譲渡の承諾をされるよう依頼します。

なお、当該債権の譲渡に当たっては、江差町工事完成払代金の債権譲渡に関する事務取扱要領第6条各号に定める要件の全てを満たしており、また、同約款に規定する瑕疵担保は、譲渡人に留保されることを申し添えます。

記

- | | | | | | | | | | |
|---|---------------|----|---|---|-----|----|-------------------|---|-----|
| 1 | 工事名 | | | | | | | | |
| 2 | 工期 | 平成 | 年 | 月 | 日から | 平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 3 | 契約金額 | 金 | | | | 円 | | | |
| 4 | 引渡し年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 5 | 譲渡債権の額 | 金 | | | | 円 | ((1)-(2)-(3)-(4)) | | |
| | (1) 契約金額 | 金 | | | | 円 | | | |
| | (2) 前金払額 | 金 | | | | 円 | | | |
| | (3) 部分払額 | 金 | | | | 円 | | | |
| | (4) その他相殺すべき額 | 金 | | | | 円 | | | |

注1 譲渡人（受注者）が共同企業体であるときは、代表者を含む全ての構成員の連名とする。

注2 譲渡人（受注者）が使用する印は、当該債権の契約時に使用した印と同一とする。

注3 3の契約金額について、契約変更等により契約金額に増減が生じた場合は、変更後の契約金額とする。

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

譲渡人（受注者） 様
譲受人（金融機関等） 様

江差町長 印

平成 年 月 日付けで債権譲渡承諾依頼のあった次の債権については、当該債権の契約書約款の規定により、次の条件を付してここにあらかじめ異議を留めず承諾します。

記

- 1 工事名
- 2 工期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
- 3 契約金額 金 円
- 4 引渡し年月日 平成 年 月 日
- 5 譲渡債権の額 金 円
- 6 承諾の条件
 - (1) 譲渡人及び譲受人は、当該債権の譲渡を適正に履行すること。
 - (2) 当該債権の譲渡を行う工事における譲渡人の江差町に対する瑕疵担保責任は、譲渡人に留保されること。
 - (3) 譲渡人及び譲受人は、当該譲渡債権をさらに第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害する行為を行わないこと。
 - (4) 譲渡人は、当該債権の譲渡を行う工事に係る未払いの下請け代金等がある場合には、責任を持って支払うこと。
 - (5) 譲受人は、当該譲渡債権を譲受人が譲渡人に対して有する他の債権と相殺しないこと。ただし、当該債権譲渡の諸手続に係る費用等に関してはこの限りではない。

債権譲渡不承諾書

平成 年 月 日

譲渡人（受注者） 様
譲受人（金融機関等） 様

江差町長 印

平成 年 月 日付けで債権譲渡承諾依頼のあった次の債権については、次の理由により承諾しないのでその旨通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
- 3 契約金額 金 円
- 4 引渡し年月日 平成 年 月 日
- 5 承諾しない理由

支払請求書

平成 年 月 日

江差町長 様

譲受人（金融機関等）所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る譲渡債権額について、次のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 工事名
- 3 振込先 金融機関名
預金種別
口座番号
口座名義
- 4 担当者の連絡先